

## 安東会長記者会見要旨

日 時：平成 19 年 10 月 16 日（火）午後 4 時 30 分～午後 5 時 20 分

場 所：J A S D A Q プラザ記者会見場

出席者：安東会長、渡辺副会長、増井副会長

冒頭、渡辺副会長から自主規制会議の審議事項等の概要について、増井副会長から証券戦略会議の審議事項等の概要について、それぞれ説明が行われた後、大要次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

金商法が完全施行されたが、リスク説明の強化などに関して会員企業の取り組み状況に対する会長の評価と、トラブルの報告などがないか伺いたい。

（安東会長）

特に金商法で会員会社が気にしていたのは、いわゆる書面の事前交付（契約締結前の書面交付等義務）、それから広告規制、顧客に対するリスクの説明といったものであった。

本協会としては実務的な対応ということで、第一に広告事例の表示、あるいは顧客との契約書面の参考様式を Q & A も含めて協会員各社に提示して、実務者担当向けの説明会を数多く開催した。これらの取り組みによって、実施される前には十分理解されたのではないかと思う。

トラブル等に関しては、今のところ主だったトラブルの報告はない。ただ、顧客の方から、「なぜそのようなことをしなくてはいけないのか」「リスク内容が記載された説明書が送られてきたが目を通すのが面倒だ」といったトラブルとはいえない声があっただけである。ここで皆さんに公表するような決定的なものはない。

（記者）

証券税制について証券大会でも公表されたが、税制改正作業が本格的に始まったことに合わせて優遇税制の延長若しくは新たな措置の創設の必要性について会長の考えを伺いたい。

（安東会長）

改めて申し上げるまでもないが、よく言われるのは日本の個人金融資産は今、約 1,500 兆円と聞いている。このうち投資商品の割合は約 13% 程度である。特に米国の割合が多いのだが、先進国においては 30% を超えている。何もこれが低いからというわけではないが、我が国が安定した経済成長を維持し、かつ国民一人ひとりが豊かな生活を送るためには、「貯蓄から投資へ」の流れをこれから加速して確実なものにしていく必要がある。

先進国においても皆さんご承知のとおり、日本の税制は劣後している。特に最近注目しているのはアジア諸国である。以前も皆さんに申し上げたが、日本は 9 位（「世界の 46 金融都市の競争力番付」）という数字が出ていて、アジアにおいても東京は香港、シンガポールよりも下に位置付けられるなど、現実として地位が相対的に低下している。かつ、税制面では、中国、シンガポール、香港、韓国等のアジア各国では非課税措置がとられている。税については投資のためのある種のインフラともいえる側面があると思っており、国を挙げて後押しする体勢が既に実施されている中で日本は遅れているのではないか。

もう一つ追加しておきたいのは、平成 15 年に現在のいわゆる優遇税制措置がスタートしたが、税収の面から見ると、例えば株式等の譲渡所得等の課税状況では、平成 15 年は 1,394 億円であり、平成 19 年の見込みでは 5,660 億円で約 4 倍強となっている。配当徴収税額は平成 15 年は 1 兆円であったが、平成 19 年の見込みは約 2 兆 7,000 億円と 2.7 倍となっている。配当においては企業業績が立ち直ってきたことから増配に踏み切る企業が増えてきたことが大きな要因である。優遇税制措置が全てではないことはもちろん分かっているが、このように税収面でみても効果も出ている。したがって、今後強く要望していくことになる。

また、「優遇税率は金持ち優遇ではないか」と言われるが、金持ち優遇かどうかに関しては、資料（「個人投資家の証券税制に関する意識調査」）を見ると歴然としており、投資家自身の個人年収は 300 万円が 40% と最も高く、7 割が個人年収 500 万円未満の方である。全世帯平均年収が 645 万円であるから、世帯年収で見ても 700 万円未満が全体の 56% を占めている。

一方、証券投資の開始時期でみると、優遇措置をスタートした平成

15 年以降に証券投資を始めた方が 31%となっている。3 割の方が平成 15 年以降に株式なり投資信託の証券投資を始めており、非常に高い率となっている。かつ、この 31%の方は、年収が 300 万円未満の方が 44.6%、300～500 万円未満の方が 31.9%となっており、年収 500 万円未満の方が 76.5%ということで、いわゆる金持ちとは全く違う一般的な層である。もちろん日本は高齢者がお金を持っていることは既に判明しており、高齢者は年金所得ということで所得が落ちることも分かっている。したがって、資産はあるが年収は低いというパターンと、もう一つは、少額で証券投資を始める若い方が増えてきたということで、いずれにせよ望ましい姿になっていると感じている。

税制だけが全てではないと思うが、やっとうこうした芽が出てきたものを、先程申し上げたような理由で、税というのは少なくとも競争力をつけるという意味でも、世界のグローバルスタンダードにある程度合わせていく、あるいは日本が劣っているということを十分認識した上で決めていくことが大事だろうと考えている。

（記者）

二点伺いたい。一点は証券取引所の再編論及び協会の保有するジャスダック株の取扱いについて、協会の「金融商品取引法のもとでの本協会の自主規制等のあり方に関する特別委員会」での審議状況と今後の予定、目途、さらに議論に対する会長の考えを伺いたい。

二点目として、19 日はブラック・マンデーから 20 年という記念の日に当たるが、リスクに対する備えの面で 20 年前とどのように変わってきているかなど、感想を伺いたい。

（安東会長）

特別委員会については、金商法のもとでの本協会のあり方を検討するためにスタートしており、3 回目の委員会では、協会が保有しているジャスダック株式をどうするのかという議題で、株式会社ジャスダック証券取引所の筒井社長に出席していただいて、現在のジャスダックの状況と中・長期計画といったものを委員の皆さんの前で発表していただいた。言ってみれば、この件に関してはキックオフに近い話であった。

今回は最初にそうした本協会が保有している株式についてどういう考え方がよいのか、現在は発生していないが将来的に利益相反という

問題も考えられるということで、その辺を踏まえて、次回はいつ開催するのか決まっていないが、それほど時間をかけて議論するつもりはないので、来月の初めぐらいにこの件に関する特別委員会を開催する予定である。その時にできれば本協会からプランを示し、プランといってもそういくつも奇想天外なものはないので、皆さんが想像されるような3通りから4通りのプランを示して、どういうものがよいのかという議論に入りたいと考えている。

次のブラック・マンデーの件については、もう20年も経ったのかという気持ちである。確かにこの間大きく変わったことは、やはり金融商品のラインナップが非常に増えてきたこと、金融工学という意味での技術の革新的なものが出てきたことであるが、それと同時に扱っている人間というものはある意味では変わっていない。他に変わったものといえば、システム、それから当時はなかったが今は当たり前にあるヘッジファンド等々、新たな投資家が出現してきたということだろうか。

現在の米国（のダウ平均株価）は暴落当時の数倍になっているが、日本はどうだったかということと未だ2万円に届いていないという状況である。特段、20年経ってどうだという感想になっているか分からないが、変わるものと変わらないものがあるということである。

（記者）

一点目の補足であるが、プランを3～4通り提示するということだが、会長の期待感としては、今、取引所の数が過剰で再編が望ましいという意見、期待感を持っているということではよいのか。

（安東会長）

期待感というか、こういうことはある種の議論の入り口にできたらよいのではないかという期待はしている。ある種というのは、例えば今言ったような新興市場のあり方について、今のままでよいのか、よくはないと思っている方が多いわけであるから、そういうことにもきっかけになればよいと考えている。

（記者）

会員に対する監査結果について伺いたい。法令・規則違反が認められた28社で重大な法令違反はどんなものがあったのか。また、18年度を

みても違反があった会社の方が違反のなかった会社よりも多いわけであるが、過去をみてもこのようなものか。この2点について伺いたい。

（渡辺副会長）

法令違反の内容については、例えば、自己資本規制比率の算出に当たり数式を間違えていた、法定帳簿の記載不備では本来書かれるべき項目が記載されていない、最良執行方針の執行市場に係る記載不備、事故報告書の未提出など、我々の評価としては極めて形式的、技術的なものであり、そうしたものが大層である。

また、この報告書の数字の見方についてコメントするが、実は今回の発表分より数値の捉え方を変更している。今までの監査結果の報告では、期間ごとの監査実施会社数と監査結果に記載する会社数は合致するよう、監査を実施した会社に対して監査結果通知が全て行われた後に報告書を作成していたのであるが、これでは発表までに相当の日数を要してしまうため、今までの統計と継続性は欠くものの、それより速報性の観点から、応答する期日(9月30日)までに通知をしたところについて、その結果を発表することとしたためである。

先程申し上げたとおり、違反の内容は非常に軽微なものであり、それが多少増えたとか、違反が認められなかった会社よりも認められた会社の方が多いいということについて、極めてナーバスな問題だとは考えていない。

（安東会長）

悪意をもった法令違反、確信犯といったものではない法令違反ではあるが、法令違反には違いないので、そうしたものについても、今後もきちんと監査をして指摘していきたいと思う。

（記者）

ジェイコム株の誤発注に関し、基金が創られたということであるが、拋出額はいくらか。

（安東会長）

今回、拋出するものについては、基金への拋出申出のあった総額209億円のせいぜい4分の1程度に収まる。それに加え、もう少し証券市場を考え、あるいは個人投資家を意識したようなものも含めて、先程の

検討課題にあるような項目をもう少し検討していきたい。

（記者）

総額ではなく、209 億円の約 4 分の 1 を活用していくということか。

（安東会長）

そうである。当時、与謝野金融相が「美しくない」と発言され、本協会が基金への拠出を要請した。証券市場の基盤整備等々、いわゆるインフラ整備に使うものについては、税法上の損金処理が可能となる。

従って今回必要な額が決まれば、申し出のあった会員会社から拠出してもらうことになる。拠出については期限に定めはないので、次に別の拠出案件があれば、その時にまた拠出してもらうことになる。

（記者）

ジェイコム基金の関連であるが、いくつか検討される中でバックアップ体制については、相当議論され不要だという結論になり、いかにお金を使うかについて苦心されたように見受けられるが、今回の結果について会長の率直な感想をお聞かせいただきたい。

（安東会長）

皆さんからもいつまで議論しているのかという質問をこの場で 2、3 度受けたように記憶しているが、その都度、恥ずかしい思いをしていた。今回、例えば内部者情報、反社会的勢力の情報など、会員が今、必要だと思っていることが出てきたことは非常に意義がある。

今後、ICMA センターのような専門家を育成する教育インフラの整備や、かつてメリルリンチがシカゴ大学にデータベース（CRSP）を構築したが、そういったものが日本にはないので、もう少し時間をかけて検討していきたい。

以 上